

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年6月17日 10時45分ごろ
発生場所	愛知県南知多町日間賀島北東方沖 日間賀港第19号防波堤西灯台から真方位023°990m付近 (概位 北緯34°42.6′ 東経137°00.8′)
事故の概要	プレジャーボート第一甲賀丸は、北進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年7月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第一甲賀丸、16トン 243-22903三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船底外板に付着した貝類が気になり、航行して落とす目的で、愛知県南知多町篠島の南方沖を反時計回りに航行しようと南知多町大井漁港を出航し、約16ノットの対地速力で、手動操舵により日間賀島東方沖を北進していた。</p> <p>船長は、船首方に多数の素潜り漁船（以下「漁船群」という。）を認めたので、漁船群を避けることに意識を向けて日間賀島に近寄りながら、同島北東方沖を北進していたところ、突然、下方の船底に衝撃を受けた。</p> <p>船長は、主機を始動させたが本船が動かなかつたので、浅所に乗り揚げたと判断して118番通報を行った後、本船は、救助要請を受けて駆けつけた漁船により、日間賀島北港にえい航された。</p> <p>船長は、本船が乗り揚げた浅所の存在を知らず、以前一度、事故発生場所付近を航行した際、支障なく航行できた経験があったので、事前に航行する海域の情報を海図で確認せず、また、GPSプロッターを活用するなどして水路状況を確認していなかった。</p> <p>海上保安庁刊行の海図W1054には、日間賀島北東方沖の浅所が表示されている。</p>
分析	本船は、船長が、事前に航行する海域の情報を海図で確認せずに出航し、北進中、船首方の漁船群を避けることに意識を向けて、GPSプロッターを活用するなどして水路状況を確認せず、浅所に向かっていることに気付かないまま航行を続けたことから、浅所に乗り揚げた

	<p>ものと考えられる。</p> <p>船長は、以前一度、事故発生場所付近を航行した際、問題なく航行できた経験があったことから、事前に海図を調べたりGPSプロッターを活用したりするなどし、水路の状況を確認していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、日間賀島東方沖を北進中、船長が、船首方の漁船群を避けることに意識を向けて、GPSプロッターを活用するなどして、自船の位置や針路周辺の水深の状況を確認しなかったため、浅所に向かっていることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、事前に航行する海域の水路調査を行うこと。 ・ 船長は、過去の航行経験に頼らず、航行中はGPSプロッター等を活用すること。